

医政発第 0531005 号  
平成 14 年 5 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

### 診療録等の外部保存に関するガイドラインについて

診療を行った際に作成される記録等(以下「診療録等」という。)については、「診療録等の保存を行う場所について」(平成 14 年 3 月 29 日付け医政発第 0329003 号・保発第 0329001 号厚生労働省医政局長、保険局長通知。以下「通知」という。)により、作成した病院又は診療所以外の場所における保存(以下「外部保存」という。)が可能であることを明らかにするとともに、その際遵守すべき基準を示したところである。

診療録等の外部保存に関するガイドラインについて、通知において別途送付することとしていたところであるが、別添のとおり高度医療情報普及促進事業により検討結果が取りまとめられたので、参考までに送付する。